

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 26 条第 1 項に基づく農業者等の協議が行われたので、同項の規定により下記のとおり公表する。

平成 30 年 12 月 25 日

記

1. 協議の場を設けた区域の範囲

- ・小出地域

2. 協議の結果を取りまとめた年月日

- ・平成 30 年 12 月 18 日

3. 当該区域における今後の地域の中心となる経営体（担い手）の状況

- ・8 経営体

法人	1 経営体
個人	7 経営体

4. 3 の結果として、当該区域に担い手が十分いるかどうか

- ・担い手はいるが十分ではない

5. 農地中間管理機構の活用方針

- ・農業をリタイア・経営転換をする人は、原則として農地中間管理機構に貸し付ける

6. 地域農業の将来のあり方

- ・取組事項：6 次産業化、高付加価値化、新規就農の促進
- ・高齢化や後継者不在により耕作が困難になった農地について、今後の地域の中心となる経営体に農地集積を図り、作業の効率化と規模拡大を目指す。